妊娠期の食事診断アプリ活用業務

プロポーザル実施要領

令和７年５月

江戸川区

１　目的

本業務は、区内在住の妊婦を対象に妊娠中の健康管理について食事診断アプリを活用するものであり「個々に応じた妊娠週数ごとの目安体重」、「妊娠期のフェーズごとの目標栄養摂取量」、「登録情報を基にした食事選びアドバイス（つわり時を含む）」を１つのアプリから情報を得ることで妊娠中の適正な体重増加を促すことを目的とする。

そのため、豊富な業務実績や優れた活用提案を活かし、的確な業務を遂行するために提供事業者を公募型プロポーザル方式で選定する。

２　業務概要

(1) 事業名

妊娠期の食事診断アプリ活用業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

※ただし、契約は予算成立を条件として単年ごとに締結するものとし、業務執行実績等により継続することがある。

(3) 事業内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 契約概算額（上限見積額）

1,210,000円（消費税10％相当額込）

※見積額が区の示す予定金額（上限見積金額）を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする 。

３　参加資格

(1) 地方自治法施行令昭和22年政令第16号第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 東京都又は江戸川区から指名停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法 平成14年法律第154号に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(4) 最近１年間に、国税又は地方税を滞納していないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号又は第２条第６号の規定に該当していないこと及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年10 月1日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

(6) 過去10年間（平成27年～令和6年）に本業務と類似の業務実績を有していること。

４　プロポーザルの実施手順

(1) 実施スケジュール　※応募状況により、日程を変更する場合がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 日程 |
| 募集の周知（区ＨＰで公開） | 令和７年５月12日（月） |
| 質問受付 | 令和７年５月12日（月）～5月16日（金） |
| 質問への回答（区ＨＰで公開） | 令和７年５月21日（水） |
| 参加申込・企画提案書の受付 | 令和７年５月12日（月）～5月26日（月） |
| 一次審査（書類審査） | 令和７年６月中旬（予定） |
| 二次審査(プレゼンテーション及び質疑応答) | 令和７年６月27日（金）午後 |
| 審査結果通知 | 令和７年６月30日（月） |

(2) 質疑及び回答

参加希望事業者は、令和７年5月16日（金）までに、本要領及び仕様に関する事項について、質問を行うことができる。その場合、電子メールにて担当課あてに「質問書（様式３）」を提出することとする。質問に対する回答は、5月21日（水）までに区ホームページ上に公表する（ただし、質問者名は非公表とする）。

５　参加の手続き

(1) 提出書類

３に定める参加資格を満たす参加希望事業者は次の書類を一括して提出すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 様式 | 部数等 |
| ①参加申込書 | 様式１ | １部 |
| ②法人概要及び企画提案書 | 任意 | ８部（正本１部、副本7部）  |
| ③見積書（経費内訳） | 様式２ | ８部（正本１部、副本7部） ・業務項目別に算出根拠を示した内訳書を添付すること  |
| ④事業者概要 | 任意 | ８部（正本１部、副本7部） ・会社概要、パンフレット等  |
| ⑤法人登記簿謄本 | 原本 | １部 ・受付日前３カ月以内に発行された履歴事項全部証明書  |
| ⑥財務諸表 | 写し | １部 ・直近３年分の貸借対照表及び損益計算書(決算書）  |
| ⑦納税証明書 | 原本 | 各１部 ・「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明 ・法人事業税、法人住民税を滞納していないことの証明 ・いずれも、受付日前３カ月以内に発行されたもの  |
| ⑧他自治体等における本業務と類似の契約実績に関する書類  | 写し | １部 ・契約書等、業務内容が分かるもの  |

(2) 提出書類の留意事項

・正本：会社名・代表者の役職・氏名を記入し**代表者印を**

企画提案書

(正)

**押印**すること。

・副本：**事業者が特定できないように**社名、ロゴマークの記載、

押印等提案事業者が類推できる表記は一切行わないこと。

会社概要や成果物等にそれらが記載されている場合、

**塗りつぶし等の対応**をすること。

・提出書類②・③・④：正本・副本ごとに、右記例のよう

に書類名を記したインデックスを付すこと。

(3) 企画提案書について

①様式

Ａ４判縦・20ページ以内（一部Ａ３判資料折り込み可）とし、横書き・左綴じとする。また、両面印刷とし、通しのページ番号を付けること。

②構成

業務内容等の事項に沿って、企画提案書を作成すること

・業務の実施体制（業務に携わる者の氏名、役割分担、人員配置等）

・実施スケジュール（各業務、打合せ、納品等）

・アプリの機能・要件及び利用権限の付与期間

・その他特筆すべき提案内容

(4) 提出期限及び提出方法

① 提出期限：令和７年5月26日（月）午後５時

② 提出方法：健康部健康サービス課　中央健康サポートセンターに持参

（郵送不可）

６　選定方法

(1) 選定委員会の設置

契約候補者の選定にあたっては、選定委員会（以下、「委員会」という。）を設け、提出された書類を用いて審査し、本業務に最も適していると認められる契約候補者を選定する。なお、委員会は非公開とする。

【選定委員会構成】

委員長：健康部長

委員：健康サービス課職員、医療保険年金課職員

(2) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

(3) 第一次審査（書類審査）

提出された提案書類を用いて内容を評価するものとし、評価結果が上位の応募者を第二次審査対象事業者として選出する。

第一次審査の結果は、事業者の連絡担当者に対し、個別に電話及び郵送で通知する。なお、評価結果が上位の応募者には、第二次審査の案内を通知に同封する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

第二次審査対象事業者による企画提案内容についてのプレゼンテーションの後、質疑応答を行い、提案内容の評価を行う。算出した総合得点により、最優秀者及び次点者を選定する。最優秀者を契約候補者とし、最優秀者の辞退等の理由により協議が整わない場合は、次点者を契約候補者とする。

①プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は25分以内、合計45分以内を予定する。②参加人数は、業務責任者及び業務担当者の４名以内とする。

③業務責任者及び業務担当者が企画提案書に基づく説明を行うこと。なお、プロジェクター等の機材を使用したスライドによる説明を可とする。

④プレゼンテーションにおいて、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、プロジェクター及びスクリーンは区で準備するが、パソコン、その他の機材は第二次審査対象事業者において用意すること。

(5) 結果の公表

第二次審査の結果を区ホームページ上に公表する。なお、審査結果について、電話

等による問い合わせには応じない。

(6) 留意事項

①提案書類の提出を受けてから契約候補者の決定までの間、区は必要に応じて参加者に対し、聞き取り調査を行うことがある。

②この要領の公開日以降、区が提供する機会等を除き、選定委員及び選定に関係する区職員等に対して、本件提案に関する接触（質疑を含む。）はできない。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

７　参加の辞退

参加希望事業者は、５に定める方法による申込をしてから契約候補者の決定があるまでの間、参加辞退書（様式４）により、辞退の理由を付して、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

８　失格事由

次のいずれかに該当した場合又は該当することが判明した場合は失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 上記３に定める参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公正性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 上記６の (6) ②に定める接触があった場合

(6) 前各号に定めるほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

９　契約内容の調整等

最優秀者と詳細な仕様を協議し、確定させたうえで契約を締結する。なお、協議が不調の場合、次点者と交渉を行う。

10　その他留意事項

(1) 本業務の履行に関する一切の費用については、参加事業者の負担とする。

(2) 応募に必要な書類・資料等は、必要に応じて配布する。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 提出された企画提案書等については、返却しない。

(5) 参加事業者は、参加申込書の提出をもって本要領等の記載内容に同意したものと

みなす。

11　担当課（問い合わせ先）

江戸川区　健康部　健康サービス課　中央健康サポートセンター

・所在：江戸川区中央4－24－19　江戸川保健所２階

・電話：０３－５６６１－２４６７ （直通）

・電子メール ：2216200@city.edogawa.tokyo.jp

・担当者：石井・山口

※問い合わせは基本的にメールにてお願いいたします。

※メールを送付いただく際は件名に「妊娠期の食事診断アプリ活用業務

プロポーザル」と記載をお願いいたします。